

令和7年度

不要果樹の伐採に補助します

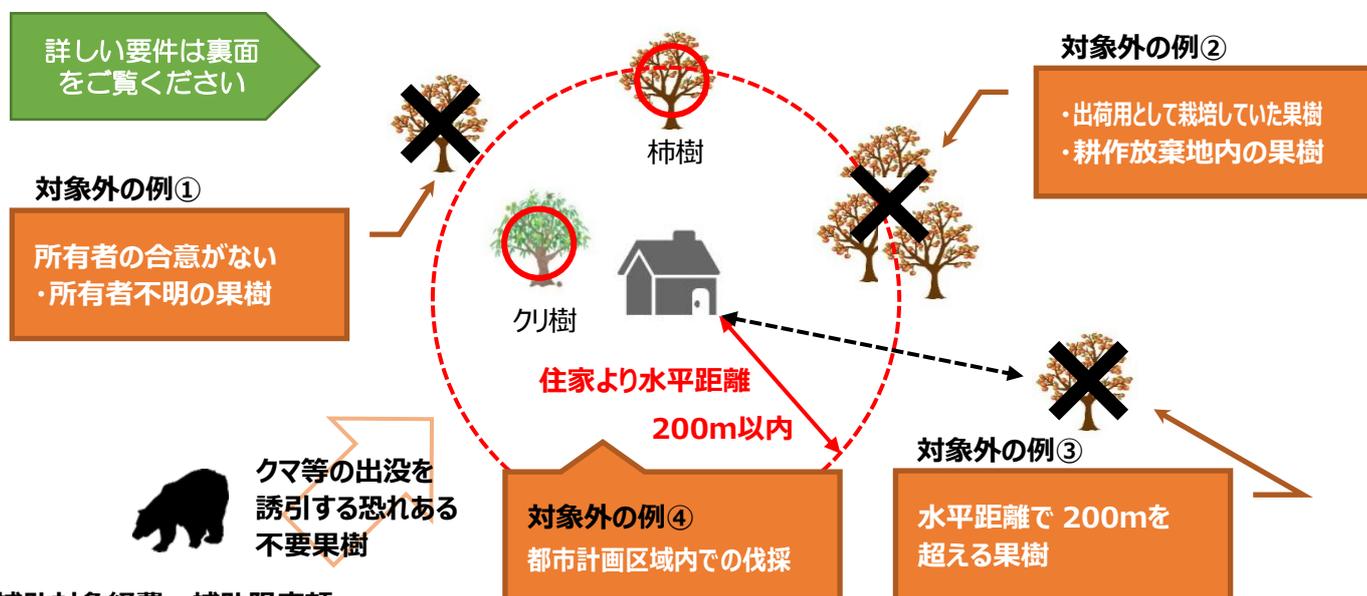
ツキノワグマ等の出没を抑制するため

不要果樹の伐採経費を補助しています!!

■出荷用として栽培していた果樹や耕作放棄地内へ現存する果樹は補助対象外です。

○「不要果樹」とは

最寄りの住家からの水平距離が200メートル以内の範囲にあり、ツキノワグマ等を誘引するおそれのある、その所有者又は地域の団体等が利用していない柿樹、クリ樹等で、「対象外の例」に該当しないもの。



○補助対象経費・補助限度額

補助対象経費	補助限度額	申請件数
不要果樹の伐採及び伐採後の処分に直接要する経費	次のいずれか低い額 ①補助対象経費の3分の2に相当する額 ②不要果樹の伐採本数に20,000円を乗じて得た額	・1申請につき2本 ・同一の自治会や個人による申請は1回のみ

○申請は 令和7年7月8日(火) から(以降予算の範囲内で随時受け付け)

○補助を受けるには事前に申請書などの提出が必要です。

◆電話・郵送での受付はしていません。

○酒田市環境衛生課(酒田市広栄町)で受け付けています。

◇詳しい補助条件などについては下記までご連絡ください。

◇事業者へ依頼する場合には、必ず見積りをとってください。

◇本市で伐採業者のあっせんは行っておりません。

申請書は市ホームページよりダウンロードできます



問い合わせ先

TEL 0234-31-0933

酒田市広栄町3丁目133番地
酒田市環境衛生課

【概要】補助から交付までの流れ

補助の要件	<p>次の要件全てに該当する「不要果樹」</p> <ul style="list-style-type: none">・酒田市内（都市計画区域（八幡地域は除く）内は除く[※]）に現存し、かつ、伐採することに関し所有者の同意があること。※山間部から降りてくることを防ぐため、東平田地域、支所地域を優先的に対象とします。・伐採する果樹は、最寄りの住家（空き家は除く）からの水平距離が200m以内の範囲にあること。・ツキノワグマ等を誘引するおそれのある、所有者又は地域の団体が利用していない柿樹、クリ樹等であること・補助金の交付決定の日以後から令和7年12月31日までに伐採が完了すること。・出荷用として栽培していた果樹でないこと。（耕作放棄地内へ現存する果樹も補助対象外）
-------	--

補助の対象	<p>【補助対象者】自治会又は個人、かつ、市税等を滞納していないこと</p> <p>【補助対象経費】不要果樹の伐採及び伐採後の処分に直接要する経費</p> <p>【補助金の額】次のいずれか低い額</p> <ul style="list-style-type: none">①補助対象経費の3分の2に相当する額②不要果樹の伐採本数に20,000円を乗じて得た額 <p>【補助回数】1申請について2本（同一の補助対象者による申請は、期間中1回のみ）</p>
-------	---

①申請の手続き	<p>■伐採する前に申請書類を市役所へ提出</p> <p>【申請受付】令和7年7月8日（火曜）から（予算額に達した時点で受付終了）</p> <p>【申請書類】・野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none">・事業計画書（様式第2号）・伐採同意書（様式第3号）・不要果樹の位置図
---------	---

②交付決定	市は、申請書類を審査し、申請者へ決定通知書を送付します。（これ以降の伐採が補助対象）
-------	--

(変更交付申請)	<p>■次のいずれかに該当する場合は、変更交付申請を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・不要果樹伐採計画の新設、中止又は廃止する場合・補助金の額が変更となる場合（補助対象経費の20%以内の減額の場合は除外します） <p>【申請時期】増額や減額の見込みが明らかになった時点</p> <p>【申請書類】補助事業等変更申請書（規則様式第4号）</p>
----------	--

③実績報告	<p>■補助金交付の対象となった事業が完了した後、実績報告書を市役所へ提出</p> <p>【報告期限】事業が完了してから30日以内</p> <p>【報告書類】・野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金実績報告書（様式第4号）</p> <ul style="list-style-type: none">・事業実績書（様式第2号）・不要果樹の伐採前後の写真（2枚） ※伐採前後の比較ができるよう同じ箇所で撮影・補助対象経費の支払に係る領収書
-------	--

④補助額の確定	市は、報告書類を審査し、補助金交付額確定通知書を報告者へ送付します。
---------	------------------------------------

⑤補助金の請求	<p>■確定した補助金の交付額の請求書を市役所へ提出</p> <p>【請求時期】補助金の交付額確定通知書が届いたら速やかに!!</p> <p>【提出書類】市請求書 ※請求書様式は補助金の交付額確定通知書に同封します。</p>
---------	---

◀ 注意事項 ▶	<p>①交付決定前に支払った経費や伐採した場合は補助対象外です。</p> <p>◆伐採や支払いは、「②交付決定」が到着してから取り掛かってください。</p> <p>②伐採前後の写真や領収書がない場合、当該果樹の存在や支払った事実を客観的に確認できないため、補助金が交付されません。</p> <p>③補助金の交付決定が取り消され、返還を命じられることがあります。</p> <p>伐採された不要果樹について同意がない場合や令和7年12月31日までに伐採が完了しない場合は、酒田市補助金等交付規則17条に基づき補助金の交付決定が取り消され、同規則18条の規定により補助金の返還が命じられます。</p>
----------	--